2009年2月11日 JETRO

「事業者の集中の審査についての暫定弁法 (意見募集文案)」に対する

意見の公開募集に関する通知

独占禁止法執行における透明性を高め、事業者の集中の申告及び審査業務を規範化するため、商務部は「事業者の集中の審査についての暫定弁法(意見募集文案)」を起草した。各分野の意見を充分に聴取し、立法の科学性及び運用可能性を保証するため、立法にかかる意見募集文案をインターネット上に公布し、社会の各界からの意見を公開募集する。意見・フィード・バックの締め切りは2009年2月16日とする。

FAX : 010 - 65198998

 $E \nearrow - / \nu : \underline{fldj@mofcom.gov.cn}$

連絡先:北京市東長安街2号商務部独占禁止局競争政策処(100731)

(注:意見募集文案の各条文の見出しは提示目的に過ぎず、各条文の解釈に影響を及ぼさない。)

事業者の集中の審査についての暫定弁法

(意見募集文案)

第1条 「立法の目的及び根拠」

事業者の集中の独占禁止審査業務を規範化し、事業者の集中の独占禁止審査手続を明確にするため、「中華人民共和国独占禁止法」(以下、「独占禁止法」という)に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「法執行機関」

- 1 -

中華人民共和国商務部(以下、「商務部」という)は事業者の集中の独占禁止審査の 法執行機関であり、事業者の集中の独占禁止審査業務について責任を負う。商務部独 占禁止局は商務部の任命を受け、事業者の集中の申告を受理及び審査する具体的な法 執行業務を担当する。

第3条 「申告の撤回」

商務部が受理してから審査決定が下されるまでに、申告義務者(以下、「申告者」という)が事業者の集中の申告の撤回を要求する場合、書面による申請を提出し、かつ理由を説明しなければならない。申告者が集中取引を放棄する場合を除き、申告の撤回は商務部の同意を得なければならない。

事業者の集中の申告が撤回された場合、審査手続は終了する。申告の撤回に対する商務部の同意は集中への許可とはみなされない。

第4条 「自発的な資料の提供」

審査過程において、商務部は事業者の集中に対して審査を実施しかつ決定を下すのに 役立つ関連する書類、資料をできるだけ早く自発的に提供するよう申告者に勧奨す る。

第5条 「当事者の釈明権」

審査過程において、商務部は申告者に対して意見陳述及び釈明の機会を与えなければ ならない。

第6条 「関連する各分野からの意見募集」

審査過程において、商務部は必要に応じてその他の政府部門、業種協会、事業者、消費者等の組織又は個人の意見を求めることができる。

- 2 -

第7条 「公聴会の組織」

商務部は審査過程において、公聴会を召集し、調査を行って証拠を集め、関連する各分野の意見を聴取することができる。商務部が公聴会を召集する場合、公聴会の参加者に書面により通知しなければならない。公聴会の参加者が書面による意見を提出する場合、公聴会の開催までに、できるだけ早く商務部に提出しなければならない。

商務部は公聴会を開催する場合、集中に参与する事業者及びその競争者、川上・川下企業並びにその他の関連企業の代表者に通知して参加させることができ、かつ事情を斟酌し、関連する専門家、業種協会の代表者、関連する政府部門の代表者及び消費者の代表者を招請して参加させることができる。

公聴会の参加者は、時間通りに公聴会に出席し、公聴会の手順を遵守し、公聴会の主宰者の手配に従わなければならない。

公聴会は非公開で行われる。

公聴会は以下の手順に従って進行する。

- (1) 主宰者が公聴会の開会を宣言し、公聴会の規則を読み上げる。
- (2) 公聴会の参加者を確認する。
- (3) 競争者、川上・川下企業及びその他の関連企業が公聴内容について陳述する。
- (4) その他の公聴会の参加者が意見を陳述する。
- (5) 公聴会の主宰者が公聴内容について関連する参加者に質問する。
- (6) 公聴会の主宰者が公聴会の閉会を宣言する。

第8条 「公聴会の記録及び単独での意見聴取」

- 3 -

公聴会では記録を作成することができる。公聴会で記録を作成する場合、公聴会の主 宰者、記録者、公聴会の参加者が署名又は捺印しなければならない。

公聴会の参加者が営業秘密等の秘密保持要素を考慮し、単独での陳述を希望する場合、単独での意見聴取を手配することができる。単独での意見聴取を手配する場合、 聴取内容は秘密保持の規定に従って取扱う。

第9条 「初歩審査の決定」

初歩審査の段階において、商務部がさらなる審査を実施しない決定を下した場合、書面により申告者に通知しなければならない。さらなる審査の実施が必要と判断する場合、さらなる審査を実施する決定を下し、かつ書面により申告者に通知しなければならない。

商務部がさらなる審査を実施しない決定を下し、又は期限を過ぎても決定を下さない 場合、集中に参与する事業者は集中を実施することができる。

第10条 「反対意見」

さらなる審査段階において、商務部が事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると判断した場合、その反対意見を集中に参与する事業者に対して書面により知らせることができ、かつ集中に参与する事業者が書面による抗弁意見を提出することを許可する合理的な期限を設けることができる。

集中に参与する事業者の書面による抗弁意見には、関連する事実及び理由が含まれなければならず、かつ相応する証拠を提供しなければならない。集中に参与する事業者が期限を過ぎても書面による抗弁意見を提出しない場合、反対意見に対して異議がないものとみなされる。

第11条 「限定条件の提出」

- 4 -

審査過程において、事業者の集中が有し、又は有する恐れのある競争を排除、制限する効果を解消するため、集中に参与する事業者及び商務部はいずれも集中取引案に対して調整を行う限定条件を提出することができる。

集中に参与する事業者が限定条件を提出する場合、同時に秘密が保持されなければならないと判断される情報をはっきりと明示しその理由を説明し、かつ別個の非秘密保持版を1部提供しなければならない。

事業者の集中取引の具体的な状況に基づき、限定条件には以下の種類が含むことができる。

- (1) 集中に参与する事業者の資産又は業務の一部の切り離し等の構造条件。
- (2)集中に参与する事業者によるそのネットワーク又はプラットフォーム等の基盤 の公開、重要な技術のライセンス等の行為条件。
- (3) 構造条件と行為条件が結合した総合条件。

第12条 「限定条件に対する要求」

集中に参与する事業者が提出する限定条件は、事業者の集中が有し、又は有する恐れのある競争を排除、制限する効果を解消することができ、かつ現実的な運用可能性を有することができなければならない。限定条件の非秘密保持版は明晰かつ明確でなければならず、第三者にその有効性及び実行可能性を充分に評価されることができなければならない。

第13条 「限定条件の修正」

審査過程において、集中に参与する事業者はその提出した限定条件について修正を行うことができ、また新たな限定条件を提出することもできる。限定条件によって最終的に事業者の集中が有し、又は有する恐れのある競争を排除、制限する効果を解消す

- 5 -

ることができなかった場合、商務部は事業者の集中を禁止する決定を下すことができる。

第14条 「さらなる審査の決定」

さらなる審査段階において、商務部は事業者の集中を禁止する決定、事業者の集中を 禁止しない決定を下すことができる。禁止しない事業者の集中について、商務部は集 中が競争にもたらす不利な影響を減少させる限定条件を付加することを決定すること ができる。

商務部は「独占禁止法」第26条に規定されている期限内にさらなる審査の決定を下し、かつ書面により申告者に通知しなければならない。商務部は事業者の集中を禁止する決定又は事業者の集中に対し限定条件を付加する決定を速やかに社会に発表しなければならない。

商務部がさらなる審査の決定を下すまで、集中に参与する事業者は集中を実施しては ならない。商務部が集中を禁止しない決定を下し又は期限を過ぎても決定を下さない 場合、集中に参与する事業者は集中を実施することができる。

第15条 「条件付きの審査決定の実施及び監督」

商務部は、集中を条件付きで許可する実施監督制度を確立し、集中に参与する事業者による限定条件の履行行為を監督検査し、集中に参与する事業者は限定条件の実施状況を商務部に定期的に報告しなければならない。

集中に参与する事業者が限定条件に従い所定の義務を履行しない場合、商務部は期限を定めて是正するよう命じることができる。集中に参与する事業者が所定の期限内において是正しない場合、商務部は「独占禁止法」の規定に従って処理することができる。

- 6 -

第16条 「秘密保持義務」

商務部、申告者及びその他の組織及び個人は、事業者の集中の審査において知り得た 営業秘密及び秘密保持が必要なその他の情報について、秘密保持義務を負う。

第17条 「公布実施」

本弁法は公布日から発効し、商務部が解釈について責任を負う。